

平成30年2月22日（木）
津島市健康福祉部保険年金課（高橋、川口）
電話番号 0567-24-1113

＜議案名＞議案22号 津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

1 改正内容

国民健康保険税の課税額の定義及び国民健康保険税の税率等を改定するものです。

- (1) 市町村の国民健康保険税が、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てることとされたことに伴い、国民健康保険税の課税額（基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額）の定義を別表1のとおり改めるものです。
- (2) 国民健康保険税の税率及び額について、別表2のとおり改定を行うものです。
- (3) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改定に伴い、国民健康保険税の減額に関する規定を整理するものです。

2 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額の定義に関する規定を整備するとともに、平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険税の税率等の改定を行うものです。

3 参考事項

- (1) 施行期日 平成30年4月1日
- (2) 適用区分 平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

(別表1) 国民健康保険税の課税額の定義

改定事項	改定後	改定前
①基礎課税額	国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（うち国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の中から②及び③を除く）に充てるための保険税の課税額	国民健康保険に要する費用（②及び③を除く）に充てるための保険税の課税額
②後期高齢者支援金等課税額	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額
③介護納付金課税額	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額	介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額

(別表2) 国民健康保険税の税率及び額

改定事項		改定後①	改定前②	比較(①-②)
基礎課 税額	所得割率	6.1%	5.9%	0.2%
	資産割率	7.5%	15%	▲7.5%
	被保険者均等割額	22,400円	22,000円	400円
	世帯別平等割額	22,900円	22,000円	900円
後期高 齢者支 援金等 課税額	所得割率	2.12%	1.9%	0.22%
	資産割率	3.5%	7%	▲3.5%
	被保険者均等割額	8,200円	7,000円	1,200円
	世帯別平等割額	6,200円	6,000円	200円
介護納 付金課 税額	所得割率	1.62%	1.2%	0.42%
	資産割率	1.5%	3%	▲1.5%
	被保険者均等割額	8,200円	8,000円	200円
	世帯別平等割額	9,400円	9,000円	400円
全体	所得割率	9.84%	9.0%	0.84%
	資産割率	12.5%	25.0%	▲12.5%
	被保険者均等割額	38,800円	37,000円	1,800円
	世帯別平等割額	38,500円	37,000円	1,500円

※ 一人当たり保険税…平均約2.8%（約3,000円）増額の見込み。